

船員法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和4年1月11日
国土交通省海事局

国土交通省では、船員法施行規則等の一部を改正する省令の制定を検討しております。本年10月29日から11月29日にかけてパブリックコメントを実施しました標記省令案うち、一部内容（健康診断関係）について変更がありましたので、当該変更点に関し、改めて下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

船員法施行規則等の一部を改正する省令案（別添「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について（一部変更）」の下線部に限る。）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省海事局船員政策課において資料を配付します。

3. 意見募集期間

令和4年1月11日（火）から令和4年2月11日（金）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス： hqt-senin@mlit.go.jp

② F A X の場合

F A X 番号 03—5253—1643

国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当 あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当

電話番号 03—5253—8111（内線45—144）